令和7年度 菊陽町排水設備工事 指定工事店手引書



下水道協会マスコットキャラクター「スイスイ」

菊陽町都市整備部下水道課

目 次

第 1	章	菊陽町排水設備工事指定工事店について	
第 2	2 章	排水設備工事の手続きについて・・・・・・・・・・・3	
第3	3 章	排水設備等工事の設計・施工について	
第4	1章	その他注意事項について	
第 5	5 章	排水設備等工事の設計図記号例について 1 2	
第6	章	排水設備工事指定工事店の反則処分について13	
第 7	7 章	菊陽町下水道事業に係る制度の概要 15	

第1章 菊陽町排水設備工事指定工事店について

(菊陽町下水道条例、菊陽町排水設備工事指定工事店規則抜粋)

1 排水設備指定工事店の指定

- ・排水設備等の新設等の工事は、町長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)で なければ、行ってはならない。
- ・指定工事店の指定の有効期間は、指定を受けた日から5年とする。

2 指定の基準

- ・熊本県内に営業所がある者であること。
- ・専属の責任技術者を有する者であること。
- ・規則で定める機械器具(管の切断用・加工用・接合用器具)を有する者であること。
- ・次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の 理由があるもの
 - エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの
- ・その他町長が必要と認める条件を備えていること。

3 排水設備工事責任技術者

指定工事店は、営業所ごとに、次に掲げる職務をさせるため、排水設備工事責任技術者を専属させなければならない。

- ・排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- ・排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- ・排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令に適合していること の確認
- ・工事完了検査の立ち会い

4 変更・廃止等の届出

- ・次の事項に変更があったときは、その旨を町長に届け出なければならない。
 - ア 指定工事店の名称若しくは所在地又は法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 法人にあっては、その役員の氏名

- ・変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに届出書に次に掲げる書類を添え て、これを町長に提出しなければならない。直ちに届出がなかった場合、違反行為の対象 となるため注意すること。
 - ア 工事店の名称、所在地又は代表者の氏名に変更があった場合には、個人にあっては 住民票の写し若しくは外国人登録証明書及び指定証、法人にあっては定款又は寄附 行為及び登記事項証明書並びに指定証
 - イ 役員の氏名に変更があった場合には、登記事項証明書及び誓約書
 - ウ 排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、 直ちに届出書を町長に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止 の届出書には、指定証を添付しなければならない。

5 事故の報告等

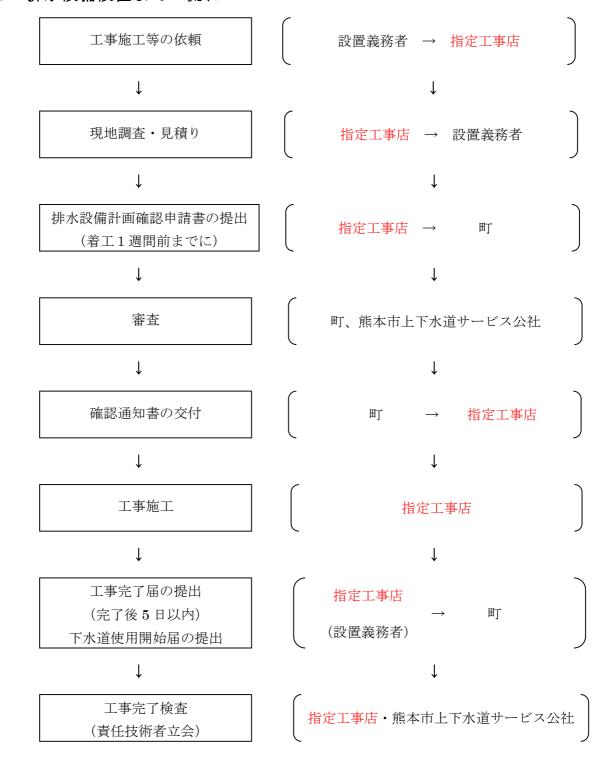
指定工事店は、工事施工に当たり、公衆に危害を及ぼし、又は公共の施設その他に損害を与える等の事故が発生したときは、直ちに応急措置をとるとともに、町長に通報し、事故報告書を提出しなければならない。生じた損害又は補修については、すべて指定工事店において負担するものとする。

6 指定工事店の責務及び遵守事項

- ・指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い適正な排水設備工 事の施工につとめなければならない。
- ・指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 工事施工の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
 - イ 工事は、適正な工費で施工し、また、工事契約は、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
 - ウ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
 - エ 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
 - オ 工事は、排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けた後に着手すること。
 - カ 工事は、責任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
 - キ 工事完了検査の結果、不良と認められる箇所については、町長が指定する期間内に これを改造すること。
 - ク 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰す べき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
 - ケ 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

第2章 排水設備工事の手続きについて

1 排水設備設置までの流れ



2 現地調査・見積り

排水設備工事の計画・設計に際しては、次の事項について事前調査をすること。

- ・施工場所が処理区域であるかの確認
- ・公共マスの設置の有無と深さ、形状の確認

(留意点)

- ① 公共マスの設置については、申請から 3~4ヶ月程度かかります(国県道沿いの場合はさらにお時間をいただく場合があります)。現地確認を徹底のうえ早期提出をお願いします。
- ② 公共マスがコンクリートのマスだった場合は、取り替える必要があります。また、 既存の公共マスが道路上にあった場合は宅地内に移設する必要がありますので事 前にご連絡ください。
- ・施工場所に適応した材料の選定及び有効かつ経済的な配管方法
- ・他人所有の土地や他人が設置した排水設備に接続する場合の権利の調査及び同意の確認
- ・建物の位置、公道、私道、隣地の境界確認

3 排水設備計画確認申請書の提出 ※記入例参照

- ・排水設備の工事を行う場合は、**必ず工事の着工1週間前までに必要書類を提出(郵送可)** すること。
- ・申請書2部(内1部コピー可)、排水設備確認台帳、縦断図、位置図を提出すること。
- ・浄化槽からの切り替えの場合は、**浄化槽廃止届を町環境生活課、おおきく土地改良区へ提** 出すること。
- ・すでに下水道接続済である家屋を建て替え、**工事期間中に下水道を使用しない場合は、下** 水道使用休止届を提出すると工事期間中のみ休止することができる。
- ・設置場所の状況等により規定どおりの施工が困難な場合は、**事前に下水道課と打ち合わせ る**こと。
- ・阻集器(グリーストラップ、ヘアートラップ等)を設置する場合は、**申請とは別途で除害** 施設届出、構造図、容量算定書を提出すること。
- ・上水道以外の地下水等を使用する場合は、検定を受けた有効期限内の量水器を 設置すること。

※提出があった申請書類は下水道課・(公財)熊本市上下水道サービス公社(以下、「公社」という。)で審査し、排水設備等計画確認申請書に不備があった場合、公社から連絡する。不備を訂正後、再度菊陽町に書類の提出すること(窓口、メール)。法令等の規定に適合すると認められる場合は確認通知書を各工事店へ郵送する。

4 工事施工

工事は確認通知書を受領してから施工すること。受領する前に施工していた場合は違反行為となるため注意すること。

5 工事完了届・下水道使用開始届の提出 ※記入例参照

- ・工事が完了した場合は、完了後5日以内に必要書類を提出すること。
- ・工事完了届、使用開始届、排水設備確認台帳、縦断図、位置図を提出すること。 ※農業集落排水地区(戸次、曲手、馬場楠)は、使用開始届の様式が異なるため、注意 すること。
- ・完了届は検査日が確定していない場合でも、工事完了後5日以内に提出すること。
- ・下水道および農業集落排水施設使用開始届は必ず**施主引渡し前に提出**すること。 ※提出が遅れると下水道使用料の徴収漏れの原因になるため。
- ・工事完了届・下水道使用開始届に不備があった場合、公社から連絡する。不備を訂正後、 再度菊陽町に書類の提出をすること。

6 工事完了検査

- ・現地検査は、熊本市上下水道サービス公社の職員が行う。
- ・新築の場合は施主引き渡し前に検査を受けること。
- ・検査には責任技術者が立ち会うこと。
- ・検査時に手直し指示や書類の訂正があった場合は早急に対応すること。
- ・検査日の調整等の連絡は企業団、公社に連絡すること(検査日は平日の奇数日のみ)。 ※町下水道課で検査日時を把握するため、完了届の検査希望年月日の欄は必ず記入すること。
- ・浄化槽からの切替等で既に入居者がいる場合は、事前に入居者に連絡しておく こと。 (通水検査を行うため。)

第3章 排水設備等工事の設計・施工について

1 排水管

(1) 排水管の最小管径と勾配について

汚水のみを排除する排水管の管径及び勾配は、次の場合を除き表-1 の排水人口により決定する。

- ・一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が 3m以下のものの管 径は 75 mm (勾配 100 分の 3 以上) とすることができる。
- ・改築において建築物と排水管の間隔が 1m以内の時は、排水枝管と同一径 (内径 50 mm以上) とすることができる。
- ・敷地形状や起伏等でやむを得ず上記の管経・勾配がとれない場合は、所要の流速・流量が 得られるよう管経・勾配を選定する。
- ・床下集合配管(排水ヘッダー)を使用する場合は、維持管理を行うにあたって、十分なスペースと点検口を設けるとともに、排水設備確認台帳にその位置を明記すること。

排水人口 (人)	管経 (mm)	勾配
150 未満	100 以上	100分の2.0以上
150 以上 300 未満	125 以上	100分の1.7以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

表-1

(2) 管内流速について

管内流速は、管内の掃流力を考慮して $0.6\sim1.5$ m/秒の範囲内とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0m/秒とすることができる。

(3) 管種について

- ・管種は硬質塩化ビニル管の**薄肉管 (VU管)** を使用する。ただし、土被りが浅い等、外圧の大きい場合は一般管 (VP管) を使用する。
- ・上記のビニル管に使用する継手はVU管にはVU継手、VP管にはDV継手とする。

(4) 土被りについて

- ・宅地内では 20 cm以上を標準とする。なお、振動・荷重等を考慮し必要ある場合はそれに耐え得る管種を選定するか、防護を施するものとする。(※原則として露出配管は禁止)
- ・私道内では 45 cm以上を標準とする。

(5)掘削底面について

- ・掘削底面は、掘りすぎ、こね返しがないようにし、管のこう配に合わせて仕上げる。
- ・地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え目つぶしを施して十分突き固め、不同沈下を防ぐ 措置をする。特に必要な場合は、コンクリート等の基礎を施す。

(6) 埋め戻しについて

管上 10 cmまでは山砂、残りは良質土で、管の両側を均等に突き固めながら入念に埋め戻す。

2 小口径マス (汚水マス)

(1) 小口径マスの設置箇所について

- ・排水管の起点
- ・排水管の屈曲点
- ・排水管の合流点
- ・排水枝管との合流点
- ・管路の延長が、その内径の120倍を超えない範囲において管路の維持管理上、適切な箇所
- ・排水管路に落差を設ける必要のある箇所
- ・排水管径及び勾配が著しく変化する箇所

(2) 小口径マスの材質・形状・大きさについて

- ・材質は、排水管及び蓋と接着接合ができる硬質塩化ビニル製とする。
- ・汚水マスは円形(マス本体はVU管)とし、マス口径は表-2によるものとする。

表-2

排水管径(mm)	マスの口径 (mm)
75	125
100	150
125	200
150	200

(3) 蓋の材質・構造・表示について

- ・マス本体と接着接合ができる硬質塩化ビニル射出成形品とする。
- ・オス型の臭気もれのない密閉構造で表面に突起がなく、器具により開閉できるワンタッチ 方式のものとする。
- ・蓋の表示は「汚水」とする。

(4) マスの選択について

- ・排水管路に落差を設ける場合は、ドロップ (DR) を使用する。
- ・トイレの排水には、起点の場合はストレート(ST)又は 45 度曲り(45L)を使用し、 合流点の場合は汚水の逆流を防止するため 45 度合流段差付(45YS)を使用すること。
 ただし、施工上やむを得ない場合は、45 度合流(45Y)を使用する。

3 小口径トラップマス

(1) 小口径トラップマスの設置個所について)

- ・排水設備から臭気が屋内に侵入するのを防止するために原則として器具トラップを設置するものとするが、既設排水設備への器具トラップ取付工事が、技術的困難な場合は小口径トラップマスを設置する。
- ・二**重トラップとしてはならない。**(器具トラップを有する排水管は小口径トラップマスに接続しない。)

(2) 小口径トラップマスの材質・形状・大きさについて

材質・形状・大きさは、小口径マスと同一とする。

(3) 小口径トラップマスの構造について

- ・小口径トラップマスのマス底部とUトラップが連結され、マス内部よりUトラップ部の点 検清掃ができる構造であること。
- ・小口径トラップマスに用いるUトラップの口径は 75 mm以上、封水の深さは 5 cm以上 10 cm 以下とする。
- ・小口径トラップマスには、原則として掃除口を設けるものとする。
- ・建物からの排水口と小口径トラップマスとの距離が離れている場合(2m以上)には、できるだけ建物の近くに掃除口を設けるものとする。

4 蓋及び掃除口の防護

- ・車両等の荷重がかかる箇所には簡易な保護鉄蓋を使用するものとする。
- ・トラック等の重車両が出入りする通路、駐車場には保護鉄蓋を使用するものとする。
- ・保護鉄蓋の表示は「汚水」とする。
- ・保護鉄蓋内に使用する内蓋は、握手付き密閉内蓋を使用する。
- ・砂利敷のままの駐車場などは、小口径マス及び掃除口の蓋は鋳鉄製を用い、その外側にその径の2倍以上の径、厚さ10cm以上のコンクリート保護を行うものとする。

5 阻集器

下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を排水する場合は、阻集器を設ける。

(1) グリース阻集器

営業用調理場など油脂類を多量に流出する場合に設ける。

(2) オイル阻集器

給油場等次に示すガソリン、油類の流出する場合に設ける。なお、オイル阻集器に設ける通 気管は、他の通気管と兼用にせず独立のものとする。

※設置場所

- ・ガソリン供給所、給油場
- ガソリンを貯蔵しているガレージ
- ・可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- ・その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

(3) サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときに設ける。底部の泥だめの深さは、150 mm 以上とする。

(4) ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付ける。

(5) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等に設ける。

(6) プラスタ阻集器

外科ギブス室や歯科技工室など、プラスタ (石膏)、貴金属等の不溶性物質を流出する場合に 設ける。

(留意点)

- ・阻集器を設置する位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器 具又は装置のできるだけ近くに設置する。
- ・阻集器には、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- ・阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。これに器具トラップを接続する と、二重トラップとなるおそれがあるので十分注意する。なお、トラップ機能を有しな い阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。
- ・トラップの封水深は、5 cm以上とする。
- ・阻集器の維持管理を定期的に行うよう使用者に伝えること。

6 既設排水設備

浄化槽からの改造工事等、既設の排水管や汚水マスがある場合、上記の規定に相違なければ、 自己責任の下でそれを使用することができる。ただし、**破損等がないか十分確認**すること。

7 公共マスへの接続

公共マスへの接続にホルソーを使用した場合、受け口をしっかり固定する。

8 汲取り便槽処理

汲取り便所を水洗便所に改造する場合は、原則撤去する。撤去出来ない場合は、便槽内の「し 尿」を完全に汲取り、消毒のうえ、便槽の底を取り壊し、山砂にて埋め戻すこと。なお、汲取 り費用は申請者の負担とする。

9 浄化槽処理

- ・不要になった浄化槽は、産業廃棄物として撤去する。
- ・浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用(庭の撒水、防火用等)その他に使用する場合はし尿のくみ取り、清掃、消毒を行うとともに、貯留槽としての新たな機能を保持するため次の事項に留意して改造等を行う。
 - ア 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、**雨水のみの系統** とする。また、浄化槽への流入・排出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を 閉そくする。なお、再使用する排水管の清掃等は浄化槽と同時に行う。
 - イ 浄化槽内部の仕切り板は底部に孔をあけ槽内に流入雨水の流通をよくし、腐敗等を 防止する。
 - ウ 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか検討 したうえで使用する。
 - エ 浄化槽本体が強化プラスチック製などの場合は、側方の土圧等により槽本体が浮することがあるので、利用にあたっては注意する。また、維持管理については、貯留雨水の利用法に合った方法を選択する必要がある。

10 便所復旧

便器を設置する場合は、床下を山砂等で埋め戻し、充分に締め固めた後床張コンクリートを 打設し、防水モルタルで仕上げるか、床下に松板で床張りを行った後防腐剤を塗布し、防水モルタルで仕上げること。

第4章 その他注意事項について

1 散水栓の下水道接続について

菊陽町では分流式下水道を採用しており、雨水混入の恐れがある散水栓の下水道への接続は、 認めていない。

2 屋外に排水設備を設置する場合について

屋外に流し等の排水設備を設置する場合は、雨水が入らないよう必ず対策(屋根の設置等) をすること。

3 水道メーター(量水器)の増設について

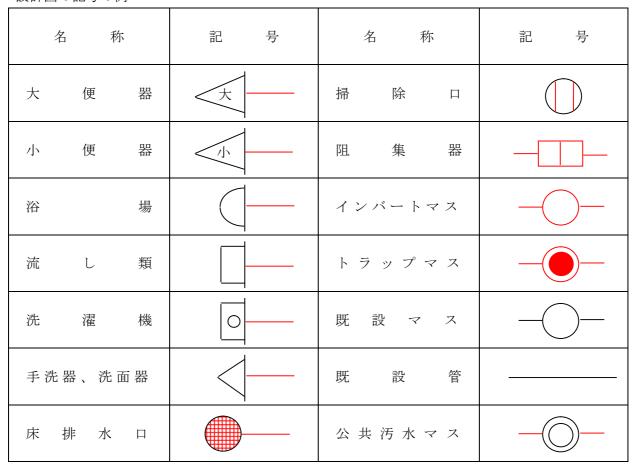
下水道に接続済の家で、新たに水道メーターを分岐したり、増やしたりする場合は、下水道 使用料賦課漏れの原因になるので、**必ず下水道課へ連絡すること**。

4 私道に排水設備を設置する場合について

私道内への下水道管布設および私設管に接続する場合も、排水設備として取扱うため、排水 設備等計画確認申請書を提出すること。また、私道および私設管の所有者全員の同意書が必要 になるため、必ず確認を行うこと。

第5章 排水設備等工事の設計図記号例について

設計図の記号の例



※新設については、赤で記入すること。

設計図の記載数値

種別	単位	記入数値	記載例
管 路 延 長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール、マスの寸法	mm		1 5 0
管径(よび径)	mm		1 0 0
管 の こ う 配		小数点以下1位まで	2. 0/100
掃除口の口径	mm		7 5
マス、マンホールの深さ	mm		3 0 3

第6章 排水設備工事指定工事店の反則処分について

指定工事店の違反行為に対し、処分基準を定めています。指定事業者が、菊陽町下水道条例に 違反した場合には、「違反行為の反則処分基準」に基づいて指導・処分等の手続きを行うことに なります。

○菊陽町排水設備工事指定工事店審査委員会要綱

別表第1(第2条関係)

違反行為の反則処分基準

	違反行為	該当条文	反則点数
(指	旨定工事店の責務)		
1	町長の確認を受けずに着工(重要な変更を含む)	条例第5条	15点/件
		規則第8条(5)	
2	責任技術者の監理下での設計施工に違反	条例第7条の4(1)	10点/回
		規則第8条(6)	
3	正当な理由なく、検査に責任技術者の立会いなし	条例第7条の4(4)	5点/回
4	検査員の手直し指示不履行	規則第8条(7)	15点/件
5	正当な理由なく、工事執行を拒否	規則第8条(1)	15点/回
6	名義の貸与又は工事の下請け	規則第8条(3)(4)	15点/回
7	工事の保証義務に違反	規則第8条(8)	15点/回
8	著しく信用を失墜する行為(詐欺、脅迫、一部着		20~100点/回
3	手放置、銀行取引停止)		
9	その他審査の対象となる行為(故障等の対応)		5~15点/回
(指	旨定工事店の届出義務)		
1	責任技術者の異動の届出義務違反	条例第7条の8	10点/人
		規則第9条(3)	
2	会社に関する届出義務違反	条例第7条の8	5点/回
3	上記以外の届出義務違反		5点/回
(責	賃任技術者の責務)※工事店も併せて反則点を課す		
1	設計、施工に不正行為	条例第7条の9(3)	5点/回
2	検査員の手直し指示不履行	規則第8条(7)	10点/件
3	著しく信用を失墜する行為		10~50点/回
4	その他審査の対象となる行為		5~15点/回

⁽注) 規則とは、菊陽町排水設備工事指定工事店規則をいう。

別表第2(第2条関係)

違反行為の処分基準

	行為者	指定工事店	責任技術者
反則点数			
20点未満		口頭注意	口頭注意
20点以上35点未満		文書注意(始末書)	文書注意(始末書)
35点以上50点未満		文書警告(始末書)	文書警告(始末書)
50点以上65点未満		1ケ月の指定停止	1ケ月の登録停止
65点以上80点未満		3ケ月の指定停止	3ケ月の登録停止
80点以上100点未満		6ケ月の指定停止	6ケ月の登録停止
100点以上		指定取消	登録取消

備考

1 この基準で「一期間」は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、違反行為 を行いその後1年を経過しない期間に再び違反行為を行った場合は、前年度分を加算するも のとする。

なお、1年間違反行為を行わなかった場合は、累計点数を消去するものとする。

- 2 違反行為に対する反則点数は、別表第1のとおりとする。なお、同一期間中に同一の違反を2回以上行った場合は、反則点数を2倍とする。
- 3 別表第2による処分基準の反則点数は、一期間中の各違反行為の反則点数の累計とする。
- 4 指定停止及び登録停止期間中に違反行為を行った場合は、直ちに指定及び登録を取消すものとする。

【主な違反行為】

- ・町長の確認を受けずに着工した場合
- ・名義の貸与又は工事の下請けを行った場合
- ・設計、施工に不正行為があった場合
- ・検査員の手直し指示不履行があった場合

(留意点)

事後申請等をすると使用料がその間未賦課状態になり、下水道使用料をまとめて請求することになります。

使用者の負担が大きく、また、排水設備工事指定工事店の皆様も仕事の関係上、不利益を生じる恐れがありますので注意して下さい。

第7章 菊陽町下水道事業に係る制度の概要 (一部抜粋)

1 下水道使用料

概 要:公共下水道及び農業集落排水施設の維持を行うため、下水道を使用される

方からその使用水量に応じて下水道使用料を納めていただきます。

そ の 他:使用水量については、上水道等で検針した水量になります。

料金表は以下のとおりになります。

下水道使用料金表

汚水の種類		東 用 料 (月額)
	基本料金	汚水量 8 ㎡まで	700円
一般家庭用		8 ㎡を超え20㎡まで	95円
及び	超過使用料	20㎡を超え30㎡まで	105円
営業用汚水	1 ㎡につき	30㎡を超え40㎡まで	115円
		40㎡を超えるもの	125円
特定事業場汚水		1 ㎡につき	115円

下水道使用料簡易計算法(月額) ※10円未満の端数は四捨五入

汚水の種類	使用水量	簡易計算式
	8 m³まで	(基本料金 700円) × 110%
一般家庭用	9 m³~ 2 0 m³	(使用水量 × 95円 - 60円) × 110%
及び	2 1 m ³ ~ 3 0 m ³	(使用水量 × 105円 - 260円) × 110%
営業用汚水	$3.1 \text{ m}^3 \sim 4.0 \text{ m}^3$	(使用水量 × 115円 - 560円) × 110%
	4 1 ㎡以上	(使用水量 × 125円 - 960円) × 110%
特定事業場汚水	1 m³につき	(使用水量 × 115円) × 110%

菊陽町

水道料金早見表(口径13mm)

(1ヶ月・税込・円)

水量(m³)	水道料金	下水道料金	合計額	水量(m³)	水道料金	下水道料金	ケ月・祝込・円) 合計額
0	910	770	1,680	25	3,440	2,600	6,040
1	930	770	1,700	26	3,590	2,720	6,310
2					·	·	·
	950	770	1,720	27	3,750	2,830	6,580
3	970	770	1,740	28	3,900	2,950	6,850
4	1,000	770	1,770	29	4,050	3,060	7,110
5	1,020	770	1,790	30	4,210	3,180	7,390
6	1,040	770	1,810	31	4,380	3,310	7,690
7	1,060	770	1,830	32	4,560	3,430	7,990
8	1,080	770	1,850	33	4,740	3,560	8,300
9	1,220	870	2,090	34	4,910	3,690	8,600
10	1,350	980	2,330	35	5,090	3,810	8,900
11	1,480	1,080	2,560	36	5,260	3,940	9,200
12	1,610	1,190	2,800	37	5,440	4,060	9,500
13	1,740	1,290	3,030	38	5,620	4,190	9,810
14	1,880	1,400	3,280	39	5,790	4,320	10,110
15	2,010	1,500	3,510	40	5,970	4,440	10,410
16	2,140	1,610	3,750	41	6,170	4,580	10,750
17	2,270	1,710	3,980	42	6,360	4,720	11,080
18	2,400	1,820	4,220	43	6,560	4,680	11,240
19	2,540	1,920	4,460	44	6,760	4,990	11,750
20	2,670	2,020	4,690	45	6,960	5,130	12,090
21	2,820	2,140	4,960	46	7,160	5,270	12,430
22	2,980	2,260	5,240	47	7,350	5,410	12,760
23	3,130	2,370	5,500	48	7,550	5,540	13,090
24	3,280	2,490	5,770	49	7,750	5,680	13,430
				50	7,950	5,820	13,770

50㎡以上の水量の料金は、企業団ホームページで確認することができます。

2 下水道事業受益者負担金・分担金

概 要:公共下水道の施設は、その利用が下水道を整備される区域内の土地に限ら

れています。そのため、都市計画法第75条及び地方自治法224条の規定に基づき、その利益を受けられる方に建設費の一部をその土地に対して一度限り負担していただく制度になります。負担金の額は、土地の面積 $1\,m$ 当

たり340円を乗じて得た額になります。

負 担 金 額:土地の面積1 ㎡当たり340円

(計算例)

土地の面積 100 ㎡×340 円=34,000 円 (10 円未満切り捨て)

3 農業集落排水事業分担金

概 要: 菊陽町が施行する農業集落排水事業に要する経費に充てるため、

地方自治法第224条の規定に基づき、同事業の施行により利益を

受ける方から徴収する制度になります。

分担金額:1世帯または1事業所につき120,000円

4 私道内下水道布設

概 要:水洗化促進及び生活環境の改善のため共有の私道につきましては、以下の

要件を満たしている場合、町が下水道管の布設を行います。

要件:幅員が概ね 1.8m以上・延長が 10m以上で、公道に面していない家屋が 2

戸以上ある場合、下水道管の布設後 6 ヶ月以内に 2/3 以上の家屋が水洗

化すること等。

5 水洗便所改造資金融資斡旋

概要:水洗化促進及び生活環境の改善のため下水道への接続工事の資金について、

金融機関への融資の斡旋を行っています。その融資を受けられた方に対し

ては、完済後利子の全額を補助します。

要件:供用開始後3年以内で、町税等の滞納をされていない方、弁済能力がある

方等※損失補償人1人が必要です。

融資の限度額:500,000円

返 済 期 間: 36 回以内

そ の 他:申請の際は、排水設備工事の申請と一緒に行っていただきます。

6 水洗便所普及促進事業費補助金

概 要:水洗化促進及び生活環境改善のため下水道への接続工事の資金について、 下水道供用開始後3年以内の高齢者世帯に対し排水設備工事を含めた便所 改造工事費を補助します。

要件:改造工事の実施日において満65歳以上の者のみで構成され、かつ、年間総収入額が250万円以下の世帯上記以外で前年の収入に基づく町民税の所得割が非課税となる世帯

排水設備工事申請書類等記入例

- ○排水設備等計画確認申請書
- ○排水設備確認台帳
- ○縦断図
- ○排水設備工事完了届
- 〇下水道使用開始届
- ○浄化槽使用廃止届
- ○除害施設新設等届

様式第1号(第5条関係))	記し	入例							
下記のとおり確認してよる	ろしいか伺いま				令和	年	月 日			
主管課長係長主	E 査合	議	確	認	14 J H		<i>7</i> 1 F			
			(受	付)	第		号			
	排水影	號備等計画	画確認(変	更)申請書						
菊陽町長 様				令和	和 ○○年	- 00	月 〇〇日			
		申	請者	主所	菊池郡菊陽	町久保	田2800番地			
施主に記入・排	甲印してもらう 	こと。	F	氏名	菊 陽 太	郎	菊陽			
			Ē	電話	096 - 232	-2111				
排水設備等の計画 なお、この排水設備等			ミ関係者と	の間に紛っ	争又は事故	を生じた	場合は			
一切私の責任におい										
設 置 場 所 菜		久礼300	00 番地		所を記入					
使 用 者	上所 菊池郡菊	陽町久保	R田2800	番地 氏名	名 菊 陽	太郎	菊陽			
家屋所有者の承諾印住	7 72-1-9	と同じ場 ぞれの欄		氏	名 菊 陽	太郎	菊陽			
土地所有者の承諾印住	7 +=	即する	1	氏	名 山 田	花 子				
他人の排水設備所有 者 の 承 諾 印	上所				氏名		印			
	新設(新築の	場合)	□浄化村	曹廃止(合	併・ 単独) □汲	取改造			
工事の種別□	〕増改築									
	住宅 □集	合住宅	口店	舗 [□店舗•住宅]医療機関			
建物の用途]その他(なく、排水	設備工	事期間を			
			2入するご 							
工事の予定期間	○○年	<u>〇</u> 〇月	〇〇日	~ (〇 〇 〇 年 〇)○月	〇〇日			
融資の有無	有・無	#	使用	水	水道元	k ·	地下水			
住	E 所 菊/	也郡菊陽	町原水20	000番地						
施工者工	二事店名 ○(0000	設備株式	会社		印	印			
掛	卡水設備工事 責	任技術	者名	田中 一月	(中)		印			
上記申請書は、次の	排水設備等計画確認(変更)通知書 上記申請書は、次のとおり確認したので通知します。									
年月	日確	認								
	菊陽町長				印					

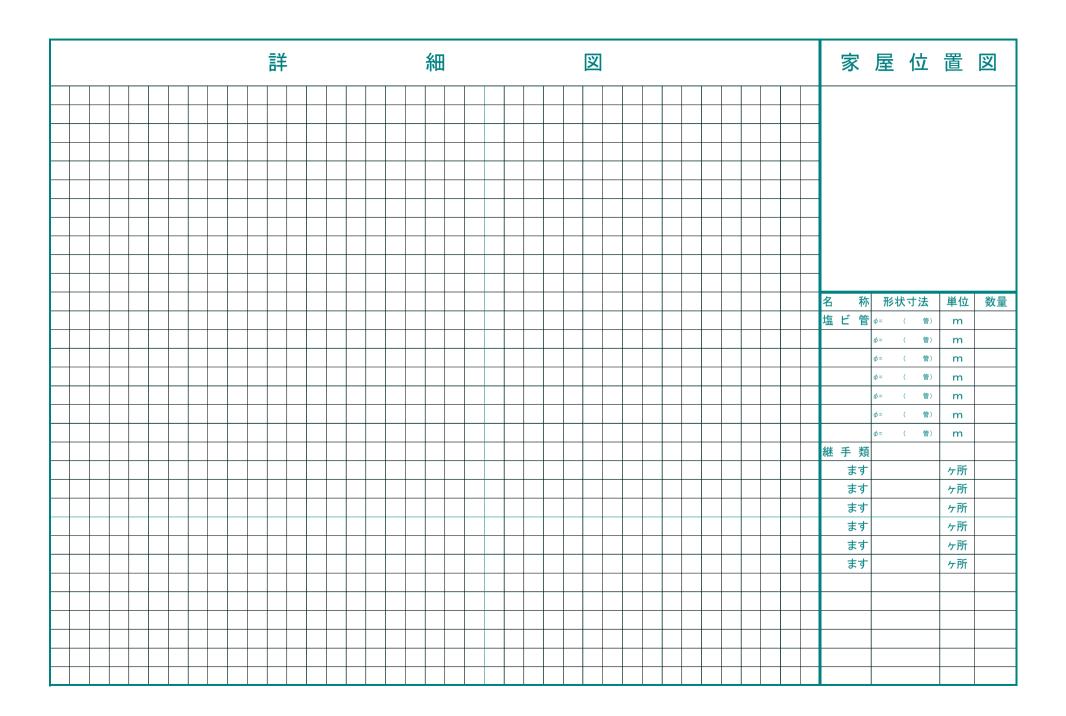
(備考)

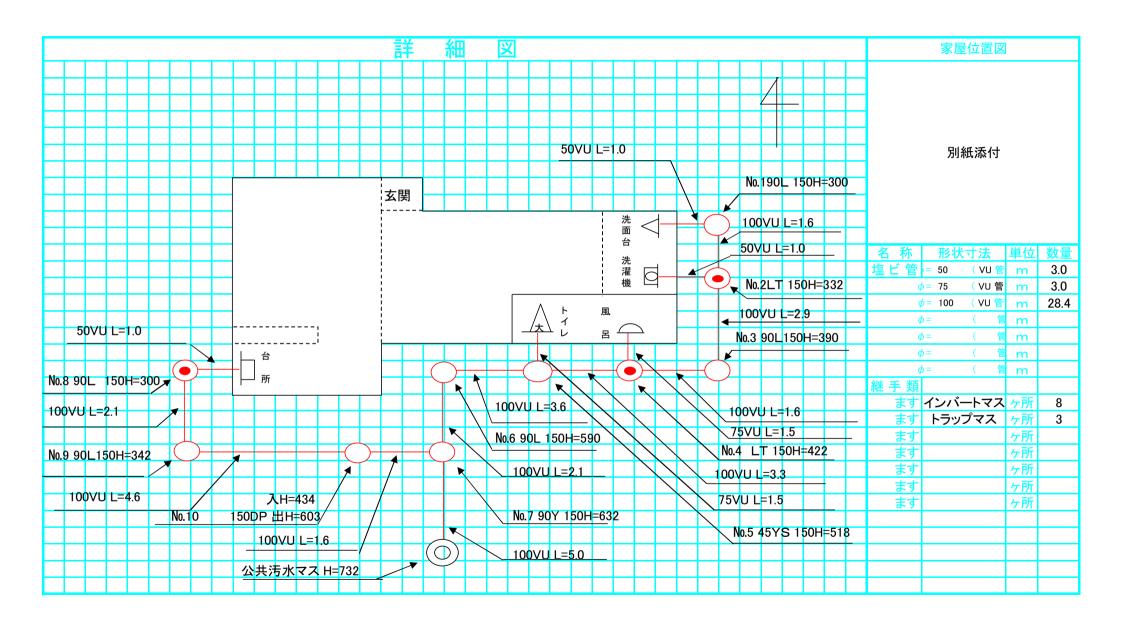
- 1 水洗便所改造資金の融資斡旋又は水洗便所改造補助金の交付を受ける場合は、別添工事明細を添付すること。
- 2 この申請書は、必ず工事着工1週間前までに提出すること。(一部コピー可)

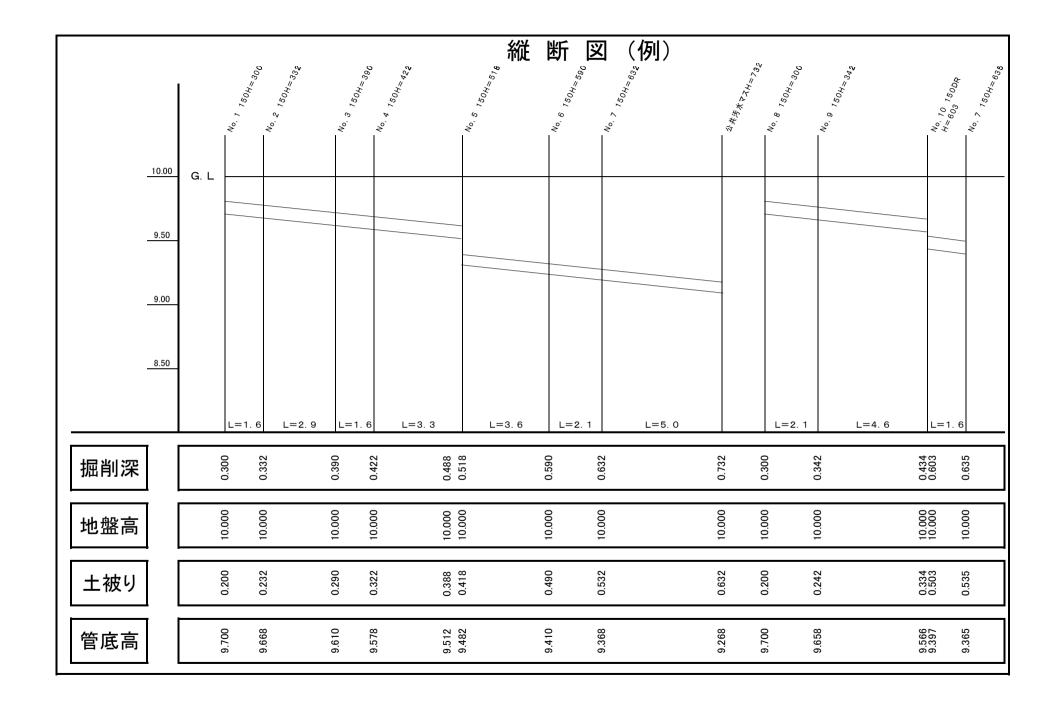
		認				排 水 設 備 確 認 台 帳						
確	認		第	71	 号	 - 設 置	場所	菊陽町 洋	生久礼3000	番地		
申	住彦	ŕ	菊池郡菊陽町久保田2	2800番地			公	<u> </u>	設置済	• 設置 =	申請中(公共部	段置・物件設置)
請者	氏 名	,	菊陽 太郎				除害	施設	無	· 有(\)
使用者	住所	f	菊池郡菊陽町久保田2		ディスポー	ザーシステム	無	· 有()		
者	氏名	,	菊陽 太郎				使用。	水区分	水道水	地下力		他 () 設置する場合は、() 欄
工事の	の種別	ij	新設(新築の場合)・ ・増改築・建替新築)	使用	年 月 日	令和	年		入すること。
建物の	の用途	È	住宅・店舗・店舗住9・その他(老・集合住宅)	・仮設		開始	賦課開始	令和	年	月	賦課開始
工事	期間	ij		○年 ○年 ○○年			· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	検 査	年 月 日	令和	年	月 日
→ =	事 費	ŧ.	総額			円		, <u> </u>	検 査 員			
工工	尹 資	(うち融資額			円	受益者	負担金	賦課済・	未賦課・狐	歯予中・その ⁴	他()
 施 <u> </u>	匚 耆	Ķ.	工事店名	00000	設備株式会	:社						
施	L 18	1	責 任 技 術 者	田中 一郎			備考					
担	当 耆	<u>.</u>	氏 名 〇〇 〇〇	<u> </u>								
担≝	⊣ 1≡	者	連 絡 先 〇〇〇一〇〇〇〇									

[※]担当者の連絡先は可能な限り携帯電話など現場でも連絡が取れる番号にしてください。

[※]太枠は記入しないでください。







記 入 例

排水設備等工事完了届

○○年 ○○月 ○○日

菊陽町長 様

排水設備等の工事が完了しましたので、菊陽町下水道条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	菊陽町大字 津久礼3000 番地							
排 水 設 備 の 工 事 種 別	新設(新勢	築の場合)	浄化槽廃止(単独 · 合併)					
エ ザ 種 が (○ で 囲 む)	増しる	女 築	汲取改造					
確認番号	0000	工事完了年月日	○○年 OC)月 〇〇日				
確認通知番号を記入すること。	, E 所 列	菊池郡菊陽町原水2	2000番地					
施工者	一 指定工事店名 (○○○設備株式会	会社 印	印				
	責任技術者名	田中一郎田中		印				

上記のとおり工事が完了しましたので、検査をお願いします。

検査希望年月日	○○年	〇〇月	〇〇日	午前·午後	○○時	〇〇分
栈)))))		検査年	≅月日 年	月	日

様式第4号(第8条関係)

下水道使用 (開始) 休止、廃止、再開、名義変更) 届書

	¥6			令和	〇〇年〇〇月	〇〇日	
対陽町長 株		,	届出人	住 所 熊本県祭 フリカ [*] ナ キクヨウ 氏 名 <mark>菊陽</mark> 電 話 0.9 (タロウ 太郎	菊	
菊陽町下水道	条例第13条	第1項の規定	定によ	り、次のとおり	届け出ます。		
届出区分	■開始	□休止	□廃止	□再開 □名	義変更		
設 置 場 所	菊陽町大	字津久礼3	0 0 0	番地			
使 用 者	住 所 氏 名	2 to 2 to 3 to 3 to 3 to 3 to 3 to 3 to					
排水設備設置 義 務 者	住 所 氏 名		排水設備設置義務者の欄には家屋 所有者を記入すること。				
	使用水	使用水 ■水道水 □工業用水 □井戸水等 □町外水道 □併用					
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	上水道使	用者コード	1 3	3-001 (メー	ター番号)	該計	1 当にチェック
排除区分	VF = dc	■一般汚水	■一般汚水□公衆浴場汚水□営業汚水□工場汚水				ること。
	汚水	■水洗便剤	污水	□水洗便所以タ	の汚水		
使用開始等年月日	〇〇年〇) () () () () () () () () () (I	処理人口		人	
受 付	年	月	田	番号	第	号	
水道水及び工 業用水以外の	決定	□計測器部	と置 [□認定(6m3/月)	× Д) [その他	
排除汚水量	理由						

様式第2号(第9条関係)

農業集落排水施設使用(開始、休止、廃止、再開、名義変更)届

決

裁

							主管	課長	係	長	主	査	合	議	
Г															
菊陽	島町長	様								令和(〇〇年	·OO)	100	日	
								<i>D</i> . →	- 44 -	. III ## VI. #	n -H- ntl m_	. /		er 101.	
						届出		<u>住</u>				<u> </u>	第00	番地	
										陽 太		(7日	印	
								電言	舌 <mark>0</mark>	96-	2 3 2	2 - 2	164	4	
志 pe	1.007 曲 米	生 売+	lk⇒lv &¤	III+V-	机力机果工	D. アド左	工田) マ	· 問-}- っ	久压		タの+	日学に	F M	Vhr. (T)	
菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 10 条の規定により、次の とおり届け出ます。															
	出区	分 分		開始	□ 休」	ıl 🗆		<u></u> 到上		·····································		義変見	更 更		
設	置 場		菊陽		字曲手1(00番	: 地								
			住	所				<u></u> 欄にに	+ 足 4	1 た言	 コスナ	7			
使	用	者				とと		/ 作用 (〜 ()	*/Ш Ц	1/\~ p	ロノくり	ر ا			
			氏	名								<u></u>			
	設備記		住	所				設置義			こは家	屋			
義	務	者	氏	名		所有:	者を 	·記入す 	-るこ 	ه ځ .					
使	用	水		水道	水口⇒	井戸水	等		Ħ		-				
排	水 種	別		し尿	及び雑排れ	水 🗆	l	尿のみ	* [] 雑技	非水の	み	-	当にチェ	
使 用	の目	的		一般	家庭用 [」事	業所	f用 [で他(_		<u> </u>	うこと。)	
上水	道使月	用者	1 3	13-001 (メーター番号)											
使用開	開始等年	月日	0) () 年	〇〇月〇(日		処理						人	
受 付	・ 年 月	日日		年	月		日	番	号		第		号		

様式第4号(第8条関係)

下水道使用(開始 休止 廃止、再開、名義変更)届書

共阳町巨 		令和○○年○○月○○日					日	
菊陽町長 様	届出人 住 所 熊本県菊池郡菊陽町久保田2800番地 フリカ゛ナ キクヨウ タロウ 氏 名 菊陽 太郎 陽 印 電 話 096-232-2164							
菊陽町下水道	条例第13条	:第1項の規定	ミによ	り、次のとおり届	届け出ます。			
届 出 区 分	□開始	■休止□]廃止	. □再開 □名	養変更			
設 置 場 所	菊陽町大	字久保田28	3 0 0	番地				
使用者	住 所							
区 //1 石	氏 名							
排水設備設置	住 所							
義 務 者	氏 名							
	使用水	□水道水 [□工業	常用水 □井戸水管	等 ■町外水道	口併	押	
 排 除 区 分	上水道使	用者コード					該当	当にチェック
	\- I	■一般汚水	□公ঌ	衆浴場汚水□営業	汚水口工場汚7	k	する	5こと。
	汚水	■水洗便所	汚水	休止日を記入っ				
使用開始等年月日	○○年() () 月 () () 日		処理人口		,	人	
受 付	年	月	日	番号	第	<u>.</u> †	寻	
水道水及び工 業用水以外の	決定	□計測器設	置 [□認定(6m3/月>	〈 人) 口そ	の他		
排除汚水量決定区分	理由							

様式第4号(第8条関係)

下水道使用 (開始、休止 廃止 再開、名義変更) 届書

岩田町巨 送				令	和○○年○	○月○○日
対場町長 様			出人	フリカ゛ナ キクヨウ 氏 名 <mark>菊陽</mark> 電 話 0 9	^{タロウ} 太郎 6 — 2 3 2 =	菊陽 印
	条例第13条			り、次のとおり		
届出区分	□開始	□休止 ■	廃止	□再開 □名	義変更	
設置場所	菊陽町大	菊陽町大字久保田2800番地				
 使 用 者	住 所					
使 用 有	氏 名					
排水設備設置	住 所					
義 務 者	氏 名					
	使用水	□水道水 □	二工業	類 □井戸水	等 □町外オ	<道 □併用
	上水道使	戸用者コード				
排除区分	\.	□一般汚水[□公第	衆浴場汚水□営業	美汚水□工場	汚水
	汚水	□水洗便所剂	亐水	□水洗便所以夕 廃止日を記入		
使用開始等年月日	〇〇年〇) 0月00日		処理人口		人
受 付	年	月	∃	番号	第	号
水道水及び工業用水以外の	決定	□計測器設置	置	□認定(6m3/月	× 人) [□その他
排除汚水量決定区分	理由			_		_

様式第4号(第8条関係)

下水道使用(開始、休止、廃止、再開(名義変更)届書

				↑和○○年○○)月〇〇日			
 菊陽町長 様			·					
		届	出人 住 所 熊本県	菊池郡菊陽町久保田	日2800番地			
新たか使用者の住	<u></u> - 所・氏名	電話番	フリカ゛ナ キクヨウ	7 900	菊			
新たな使用者の住所・氏名・電話番 <u>氏名 菊陽 太郎</u> <u>日 名 菊陽 太郎</u> <u>日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</u>								
電話096-232-2164								
│ 薬陽町下水道≦	条例第13条	≦第1項の規定 <i>l</i>	こより、次のとおり	届け出ます。				
届出区分	□開始	`	廃止 □再開 ■名	義変史				
設 置 場 所	菊陽町久	保田2800	番地 ←(下水道を	使用されてい	る住所)			
使用者	住 所		までの使用者(名詞					
火 / 1	氏 名		使用者)の住所・氏名を記入すること。(印鑑は不要)					
排水設備設置	住 所							
義 務 者	氏 名	名						
	使用水	■水道水 □]工業用水 □井戸水	等 □町外水	道 □併用			
	上水道使	戸用者コード			該	当にチェック		
排除区分	VF. de	■一般汚水□]公衆浴場汚水□営氵	業汚水□工場?	5水 する	ること。		
	汚水	■水洗便所汚	5水 名義変更日を記	己入すること。				
使用開始等年月日	年	月 日	処理人口		人			
受 付	年	月 日	番号	第	号			
水道水及び工 業用水以外の	決定	□計測器設置	量 □認定(6m3/月	× Д) []その他			
排除汚水量	理由							

記 入 例

様式第一号 (第九条の三関係)

浄化槽使用廃止届出書

○○年○月○日

菊陽町長

様

届出者

氏 名

菊陽 太郎

菊陽

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 096-232-2164

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、 次のとおり届け出ます。

1	設置場所の地名地番	菊陽町久保田2800番地				
2	使用廃止年月日	3 年 3 月 31 日				
3	処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水				
4	廃止の理由	公共下水道接続のため				
※事	孫処理欄					

(注意)

- 1 ※欄には、記載しないこと
- 2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

記 入 例

使用を廃止する浄化槽についてわかる範囲で記入してください。

処 理 方 式		全ばっ	気方式
規 模			6人槽
施設の名称		合併	浄化槽
設置届受付年月日 又は建築確認年月日	S60年	4月	1日
設置届受付番号 又は建築確認番号		1000	0 0 0

除害施設新設等届出

記入例

○年 ○月 ○日

菊陽町長

様

届出人 住所 菊陽町久保田2800番地 氏名 菊陽 太郎 「F菜 電話 096 (232) 2164 陽

菊陽町下水道条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出区分	☑新 設 □	増 設 🗆	攻 築					
工場又は事業 場 の 名 称		○○○○株式会社						
工場又は事業 場 の 所 在 地		菊陽	町久保田	32800)番地	I		
業種	0	0	製造	品目			00	
水 量	$\bigcirc\bigcirc$ r	n³/日	水	質		-	般排水	
工事予定期間	着手 ○○年	₣ ○○月	〇〇 日	完了	0)年	〇〇月	〇〇 日
	住 所		菊陽	町津久	比3000	0番地		
施工業者	商号又は名称			00]	匚事店			
	代 表 者	00 0	Ó	電話	OC	0-0	00-	0000
	住 所		菊陽	町津久	比3000	0番地		
指 定 業 者	商号又は名称			00]	匚事店			
	代 表 者			00	00			
添附書類及び	①見取図 ②配置	置図 ③排水泵	系統図 ④	除害施設	段構造[図		
図面								
	委	任	:		状			
	委任事項	上記工事の	施工一切					
	委任代理人	住	所	菊陽	町津ク	、礼300	00番地	I
		商号又は名	称		OC	工事店	i	
	(施工業者)	代 表	者		0	0 0	0	(印)
	現場責任者			00	00			
受付年月日	年	月 日	除害施設	番号		第		号
決 定 区 分	□支障がある	□支障がない	<i>,</i>)	本届出 か確認		う等に近	箇合して	こいる
(審査事項)					課長	係長	主査	受付
担 当 者								

用水及び排水の系統

	排水系統図面	
用水及び排水の系統		
	用 途	取 水 量
	ボ イ ラ ー 用 水	○○m³/日
	原 料 用 水	○○m³/日
用途別用水使用量	製品処理用水	○○m³/日
	冷却用水	○○m³/日
	温調用水	○○m³/日
	その他(飲料水、雑用水等)	○○m³/日

除害施設の使用の方法

号番号及び名称	00-00			
設置場所	菊陽町 久保田2800番地			
使用時間間隔				
一日当たりの使用時 間	○○時間			
使用の季節的変動	無			
汚 種類 ・ 項目	通常	最 大	通常	最 大
水 水 等 質				
のを	排z	水基準に合致し	ているかを記	載
記 水 載				
	通常	最大	通常	最大
汚水等の量	○○m³/日	ОО м³/ Н		
その他参考になるべき 事項				

汚水等の水質の欄には、当該特定事業場の排出水に係わる排水基準に定められた事項について記載するこ

除害施設の構造

号番号及び名称		
	別規	
型 式	紙格	
	参 書	
構造	照等	
	と添	
主要寸法	し付	
	省 す	
能力	略る	
	可 場	
配置	合、	
工事着手予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
その他参考となるべき事項		

彰 配置の欄には、当該除害施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。